

観音寺市監査委員告示第2号

地方自治法第199条第4項の規定に基づき定期監査を実施したので、その結果に関する報告を同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成30年 3月20日

観音寺市監査委員 佐伯文男
観音寺市監査委員 井下尊義

平成 2 9 年 度

定期 監 査 結 果 報 告 書

觀 音 寺 市 監 査 委 員

第1 監査の対象および期間

対 象		期 間
部 課 等	事 務	
政策部 総務部 市民部 経済部 建設部 教育部 議会事務局 選挙管理委員会事務局 農業委員会事務局	企画課 危機管理課 総務課 税務課 地域支援課 農林水産課 地籍調査課 建設課 文化振興課	平成29年度の財務に関する事務（一部28年度含む）の執行及び経営に係る事業の管理 平成30年1月15日から同年2月20日まで

第2 監査の方法

本監査は、予算の執行、契約関係、補助金交付関係、現金・金券等の出納保管、財産管理、施設管理等の事務が法令等に基づき適正かつ効率的に行われているか。

また、組織及び運営が合理的かつ効率的に行われているかに留意し監査を実施した。

監査対象となった部課等に対し、監査資料の提出を求め、関係職員から説明を聴取し質疑を行い関係書類の検査を行った。

第3 監査の結果

事務及び管理については、おおむね適正に処理されていたが、監査時に気づいた簡易な事項については、その都度口頭で指示した。

監査の結果、一部において次のとおり改善、検討を要する事項が見受けられた。速やかに所要の措置を検討、実施されたい。

当該事項について改善の措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

今後とも事務の執行に当たっては法令等を遵守し、より一層厳正かつ適切な事務の執行に努められたい。

第4 意見等

各課共通事項

- 庶務管理システムの出張命令の備考欄に、交通手段の入力もれが見受けられた。旅費支給の根拠となるものなので、適切に処理されたい。
- 今年度より出退勤においても、庶務管理システムでの管理が導入されているが、複数課において出勤簿に、入力もれが見受けられた。確認を怠ることなく、システムを有効に活用し、適切に処理されたい。

企画課

- 現金出納帳の出納員、分任出納員の記入がされていなかったもので、速やかに記入、押印されたい。
- 事業を終えた後の派遣旅費等、速やかに支払いをされたい。

危機管理課

- 年度末を2カ月後に控え、未執行の事業が見受けられるが、予算規則にあるように、予算執行計画に基づいた計画的な予算の執行をされたい。

総務課

- 施設の統廃合等により不要となったり、利用予定のない市有地について、施設貸付事業も含め、有効に利用することを積極的に検討されたい。

税務課

- 駐車場のプリペイドカードについて、使用簿にその都度、正確に記入し、課長の確認印を押印されたい。
- 収納率の向上、滞納者の減少に引き続き努力されたい。

地域支援課

- のりあいバスの運行管理について、路線を増やすなど、利便性の向上に努力されているが、今後も市民の安心・安全の確保に努められたい。また、運転資格の基準の明確化を検討されてはどうか。

農林水産課

- 新規事業導入の際には、事業の統廃合も含めて検討し、取り組まれたい。

建設課

- 工事請負契約に関して、工期の変更が複数件見受けられるが、工期内での実施を指導されたい。
- 港湾施設使用料の未収金を正確に管理されたい。

文化振興課

- 施設の草刈りについて職員で対応するのではなく、地域のボランティアに協力をするなど観音寺市全体でより効率よく検討されたい。
- ふるさと学芸館の施設について、工夫をしているのがわかるが、正式開館に向けて市民に親しみやすい学芸館になるよう期待する。
- 図書館については、蔵書の保管場所に苦慮されているようだが、他市の状況も参考にしながら、処理方法を検討されたい。